

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八重乃会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき役員等の報酬について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員等報酬
- (2) 役員等旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員等報酬)

第4条 役員等報酬は、役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、その出席1日につき、5,000円を支給する。

- 2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

(役員等報酬の支払)

第5条 役員等報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(適用除外事項)

第7条 施設の職員を兼務する場合は、この規程を適用しない。

付 則

この規程は、法人設立の日（平成22年3月2日）から施行する。

この規程は、平成29年6月10日から施行する。